

重要事項説明書 (訪問介護サービス)

当事業所は介護保険の指定を受けています
栃木県 第0970700449 号

社会福祉法人 真寿会
ヘルパーステーション さくら

重要事項説明書

(訪問介護サービス)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始に当たり、厚生省令第 37号第 8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人真寿会
主たる事務所の所在地	栃木県日光市大室863番地7
法人種別	社会福祉法人 真寿会
代表者名	理事長 熊谷 良子
電話番号	0 2 8 8 - 2 6 - 4 1 4 1

介護保険法令に基づき 栃木県知事から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき栃木県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
ヘルパーステーション 「 さくら 」 (栃木県 0970700449 号)	訪問介護

2 利用事業所

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーション「 さくら 」
指定番号	栃木県 0970700449 号
所在地	栃木県日光市大室 863番地7
電話番号	0 2 8 8 - 2 5 - 8 0 0 2

3 利用事業所の職員体制

ご利用事業所の 従業員の種類	員数	勤務の体制
管理者	1 人	常勤 1 名
サービス提供 責任者	1 人	常勤 1 名 ・ 非常勤 0 名
訪問介護職員	4 人	常勤 2 名 ・ 非常勤 2 名

4 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8:30～17:30

5 サービスの内容

(1) 身体介護

① 食事介助

食事の介助で全面介助、一部介助又は見守りを行います。配膳から下膳まで含まれます。

② 入浴介助

浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。ただし、本人が全く自力で移動ができない場合には、訪問入浴サービス等の他のサービスが必要です。

③ 排泄介助

おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。

④ 清拭

身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。

⑤ 体位交換

褥瘡防止のために、一日何回か体位交換を行う際の介助を行います。

⑥ 着脱介助

衣服の着脱の介助を行います。利用者が自分で行えるように配慮しながら行います。

⑦ 整容介助

身繕いを介助します。整髪、美容、爪切り等が含まれます。

(2) 生活援助

① 買い物

日用品や食料品など生活必需品の買物を行います。買物に伴う金銭管理には十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。利用者宅から買物に出かけることが原則ですが、派遣時間との関係等により、訪問前に買い物を行う場合は、利用者やサービス提供責任者等と十分相談し、買物の内容や金銭管理について確認の上行います。

② 調理

利用者のための食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。利用者以外の家族等の食事の調理は提供できません。

③ 掃除

居室等の掃除、布団干し、日常生活用品等の整理整頓等を行います。居室等とは、利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等です。

④ 洗濯

日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロンがけのほか、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など、専門的技術が必要なく、短時間でできる範囲内の補修です。

⑤ 衣類の入れ替え

季節の変わり目における衣服の入れ替え、寝具の交換等を行います。

6 利用料金

訪問介護サービスの種類	内容・標準的な手順	所要時間	単位数
身体介護	食事・入浴・排泄介助 通院介助	20分～30分未満	244 単位
		30分～ 1時間未満	387 単位
		1時間以上 1時間30分未満	567 単位
		以後 30分増えるごとに	82 単位
生活援助のみ	買物・掃除・調理・洗濯・相談 助言・関係機関との連絡等	20分～ 45分未満	179 単位
		45分以上 (60分)	220 単位
身体介護に 引き続き 生活援助を 行なう場合	買物・掃除・洗濯・調理	20分以上 (30分)	65 単位
	服薬管理(仕分け)・薬取り	45分以上 (60分)	130 単位
	相談助言・関係機関との 連絡等	70分以上 (90分)	195 単位

※要介護1～5認定の方が、介護保険の適用内です。

※利用料(負担額)は基本報酬に介護職員等処遇改善加算22.4%をかけ算出したものと基本報酬の合計に、地域区分10.21をかけて算出し、負担割合証に応じた総額の利用料の1割又は2割、又は3割の額になります。

7 介護職員等処遇改善加算

1ヶ月あたりの総単位数に、× 0.224 の金額が加算されます。

8 地域区分の単位数単価が×10.21 にて計算されます。

9 中山間地域加算

事業所が通常の事業実施地域を越えて中山間地域等(日光市のうち旧今市市以外が該当します)に居住する者にサービスを提供した場合、利用料の5%をいただきます。

10 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、旧今市市とします。

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談に応じます。

11 キャンセル料

一回につき600円いただきます。訪問に変更・中止がある場合は前日までに「さくら」まで連絡をお願いします。

12 守秘義務の保持

- 1 職員及びその関係者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密は保持します。
- 2 職員であった者が業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持させるため、退職後においてもこれらの秘密を保持させる為、在職中においても注意を促します。

13 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関へ連絡を行い、医師の指示に従います
緊急連絡先に連絡いたします。

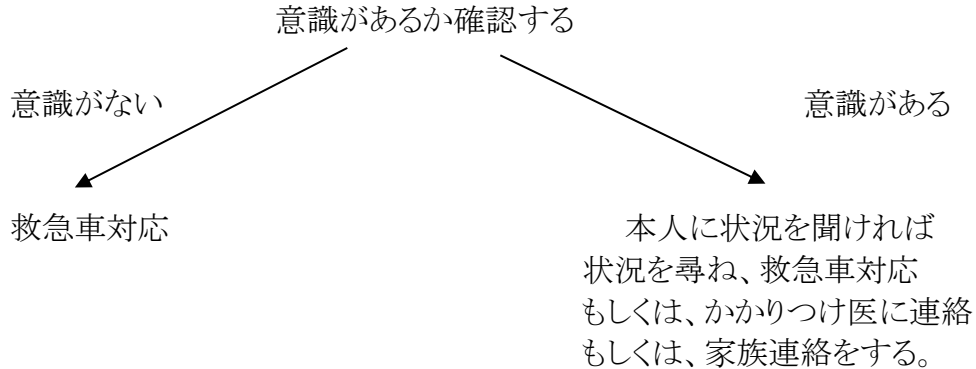
協力医療機関	医療機関の名称	社団医療法人 明倫会 今市病院
	院長名	熊谷 眞知夫
	所在地	日光市今市381
	電話番号	0288-22-2200
	診療科	内科、外科、消化器科、脳外科、整形外科、泌尿器科、眼科、皮膚科、リハビリテーション科
	入院設備	有
	救急指定の有無	有
	契約の概要	別紙添付資料参照

※ 次項 緊急時の対応マニュアルに基づき対応いたします。

緊急時対応マニュアル

ヘルパーステーション さくら

① 利用者宅へ訪問した際、倒れていた場合



② 活動中具合が悪くなった場合

基本的な対応は ①と同じ、ただし、具合が悪くなったときの状況がわかればメモ等で残しておくとい。 (救急隊員や家族等に状況を聞かれたとき、答えるため)

☆ 救急車を呼ぶときの心得 ☆ (優先順位順)

- ① 落ち着いて 119番をかけ、(1) 自分の名前(ヘルパーであることをきちんと話す)
(2) 利用者の名前
(3) 住所 (目印等も話すとよい)
(4) 発見時もしくは具合が悪くなった時の状況・意識の有無を話す

- ② 緊急連絡先になっている家族へ連絡 ※連絡先が不明の際は、緊急連絡先一覧表がヘルパーステーションにある為、連絡する。

- ③ ケアマネジャーがついている場合はケアマネジャーに連絡する。

- ④ ヘルパーステーションへ、対応内容の報告の連絡をする。

※1. 救急車に同乗しなければならない場合、近隣の方もしくはヘルパーステーションに電話をし、利用者宅で連絡役として、一名残ってもらうのが望ましい。

※2. 救急車がくるまでに ②～④ の対応が間に合わなかった場合、ヘルパーステーションに電話をし、どこまで対応したかを話し、残りの対応をしてもらう。

14 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

15 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従事者教育を行います。

16 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

17 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 ・ **無**

直近の実施日評価	
評価機関名称	
評価結果の開示	1. あり 2. なし

18 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

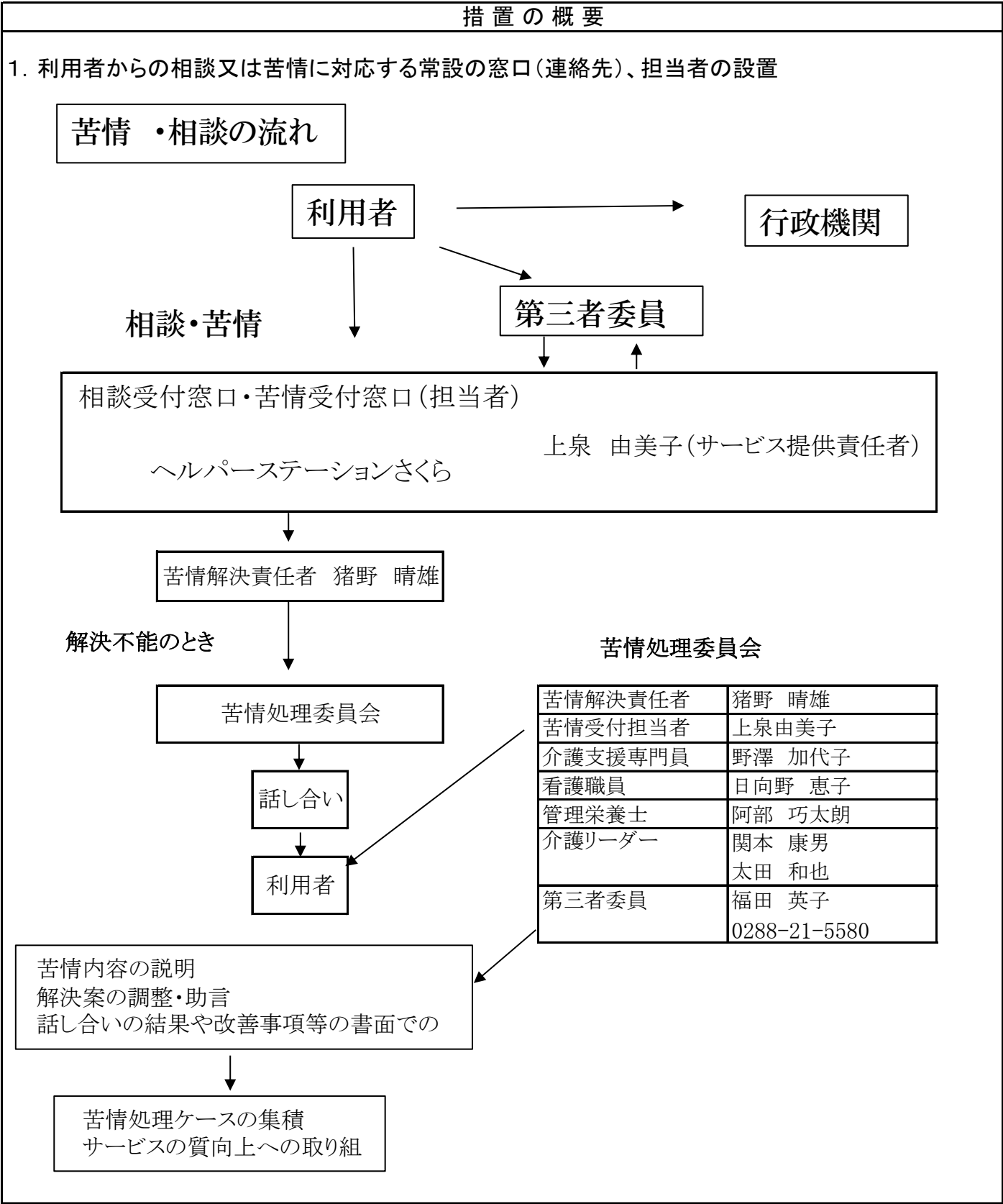
19 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ヘルパーステーション「さくら」 ご利用時間 毎日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 ご利用方法 電話 0288 - 25 - 8002 サービス提供責任者 上泉 由美子
日光市相談窓口	日光市役所健康福祉部高齢対策課 ご利用時間 平日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 ご利用方法 電話 0288 - 21 - 5100
国民健康保険団体連合会	栃木県運営適正委員会 ご利用時間 平日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 ご利用方法 電話 028 - 622 - 2941

※ 次項 苦情・相談の流れに基づき対応いたします。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	ヘルパーステーション さくら
サービス種類	訪問介護サービス



重要事項説明書同意書

令和 年 月 日

訪問介護利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地

日光市大室863-7

名 称

社会福祉法人 真寿会

管理者

猪野 晴雄

説明者

所 属

ヘルパーステーション さくら

氏 名

私は本書面により、事業者から訪問介護利用についての重要事項の説明を受け、これらを、十分理解した上で内容に同意しましたので受領します。

< 利用者 >

住 所

氏 名

< 代理人 >

住 所

氏 名

情報提供同意書

社会福祉法人 真寿会

ヘルパーステーション さくら

管理者 猪野 晴雄 様

私 _____ 及び家族は、ヘルパーステーションさくらの利用にあたり契約を締結し、守秘義務等の内容に関して担当者による説明を受けこれらを十分理解した上で、市町村・医療関係者・その他事業関係者等への情報提供に同意いたします。

令和 年 月 日

＜ 利用者 ＞ 住 所 _____

氏 名 _____

＜ 家 族 ＞ 住 所 _____

氏 名 _____

訪問介護サービス さくら 個人情報の利用目的

社会福祉法人真寿会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 訪問介護サービスでの利用目的

- ① 事業所が利用者等に提供する介護サービス(計画書、作成に関わるアセスメント、支援経過等)
- ② 介護保険利用に関する申請等諸手続き(サービス作成依頼届け、代行申請等)
- ③ 介護サービスの利用にかかる事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護サービス事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 訪問介護サービスが利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議、利用依頼、モニタリング等)
 - ・ 介護予防支援に係る業務委託(地域包括支援センター等との連絡等)
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

【上記以外の利用目的】

1. 事業所内部での利用に係る利用目的

- ① 事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 事業所において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 事業所の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

令和 年 月 日

社会福祉法人 真寿会
管理者 猪野 晴雄

ヘルパーステーション さくら
サービス提供責任者 上泉 由美子